

判決年月日	平成29年12月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成29年(行ケ)第10126号		
○ 被告が要証期間内に指定役務について本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用したとして、商標法50条に基づき本件商標に係る商標登録を取り消すことができないとした審決の判断に誤りがあるとされた事例			

(関連条文) 商標法50条1項

(登録番号) 第5334030号

判 決 要 旨

被告が本件商標を使用したことを裏付ける証拠としては、被告の平成27年7月22日の発寒店の折込チラシ（以下「本件折込チラシ1」という。）及び被告の同年1月5日の苫小牧店の折込チラシ（以下「本件折込チラシ2」という。）のほかは提出されていない。そして、次に掲げる事実によれば、本件折込チラシ1には、「ベガス発寒店ファンのお客様へ」と記載されている部分（以下「本件文字部分」という。）が認められ、本件文字部分には本件文字部分（ベガス）が使用されており、本件文字部分は本件商標と同一のものと認められる。他方、本件折込チラシ1の下部には、登録商標であることを示す®の文字を付した「ベガスベガス®」という文字が大きく付されているほか、「VEGAS VEGAS」、「ベガスベガス発寒店」という文字も併せて記載されている。そうすると、本件折込チラシ1に接した需要者は、同チラシにおいて、パチンコ、スロットマシンなどの娯楽施設の提供という役務に係る出所を示す文字は、同チラシにおいて多用されている「ベガスベガス」又は「VEGAS VEGAS」であって、一箇所だけで用いられた本件文字部分は、店内改装のため一時休業する店舗の名称を一部省略した略称を表示したものにすぎず、本件折込チラシ1に係る上記役務の出所自体を示すものではない。また、本件折込チラシ2には、「ベガス苫小牧店」という記載は認められず、本件商標と社会通念上同一と認められる商標が付されているとはいえない。

1 本件折込チラシ1について

(1) 本件折込チラシ1は、被告が発注して株式会社東急エージェンシーが制作及び印刷し、平成27年7月22日、北海道新聞等に折り込まれたものである。

(2) 本件折込チラシ1の表面には、上部において、下線を付して「ベガス発寒店ファンのお客様へ」という見出しが付され、中央部には大きな文字で「本日22日水 店休させていただきます。」と記載されている。そして、その下には、「いつもご愛顧誠にありがとうございます。ベガスベガス発寒店は、「店内改装」のため本日22日(水)は店休させていただきます。なお、明日以降のオープン時間は裏面をご覧ください。皆様のご来店を心よりお待ちしております。」と記載され、更にその右下に「ベガスベ

ガス発寒店 店長・スタッフ一同」として作成名義人が記載されている。さらに、本件折込チラシ1の下部には、登録商標であることを示す®マークが付された「ベガスベガス®」という文字が大きく記載され、その下には、「VEGAS VEGAS」、「発寒店」、その住所及び連絡先の記載がある。その右側には、発寒店の地図が記載され、同店舗の表示として「ベガスベガス発寒店」と記載されている。

(3) 本件折込チラシ1の裏面には、上部に「ベガスベガス発寒店」という見出しが付され、中央部には、「営業時間変更のご案内」とした上、大きな文字で「23日木15:00開店 24日金13:00開店」などと記載されている。そして、その下には、「パチンコ」「880台」、「スロット」「620台」、「1500台」などと記載されている。さらに、本件折込チラシ1の裏面下部には、「VEGAS VEGAS HASSAMU」という文字が大きく記載されている。なお、本件折込チラシ1の裏面には、「ベガス発寒店」という記載は認められない。

2 本件折込チラシ2について

(1) 本件折込チラシ2は、被告が発注して株式会社東急エージェンシーが制作及び印刷し、平成27年1月5日、北海道新聞等に折り込まれたものである。

(2) 本件折込チラシ2の表面には、上部に大きく「新台入替 パチンコ・スロット6機種 計39台導入!!」という見出しが付され、中央部には、4台のパチンコ台と2台のスロットマシンの写真とともに、「5日[月]あさ10時オープン」などと記載されている。そして、本件折込チラシ2の下部には、「ベガスベガス®」という文字が大きく記載され、その右横には「VEGAS VEGAS 苫小牧店」が、その下には苫小牧店の住所及び連絡先が、それぞれ記載されている。さらに、その右側には、苫小牧店の地図が記載され、同店舗の表示として「VEGAS VEGAS ベガスベガス苫小牧店」と記載されている。なお、本件折込チラシ2の表面には、「ベガス苫小牧」という記載は認められない。

(3) 本件折込チラシ2の裏面には、上部に「ワクワクドキドキがたくさん!もうご覧になりましたか? パチンコ576台・スロット524台 計1100台!!」と記載され、中央部には、店内の模式図が大きく記載されている。そして、本件折込チラシ2の裏面下部には、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」などと記載されている。なお、本件折込チラシ2の裏面にも、「ベガス苫小牧店」という記載は認められない。

3 本件商標(ベガス)と「ベガスベガス」又は「VEGAS VEGAS」という商標が類似するものではなく、それぞれ商標として異なるものであることについては、当事者間に争いが無い。